

# 一般名処方に関する お知らせ



当院の院外処方箋では医薬品名は**一般名\***で記載しております。



- \* 処方薬の表記方法には、一般名と商品名があります
  - 一般名…薬の有効成分の名称
  - 商品名…製薬会社の販売名称

一般名処方は、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及を目的とし、患者さんの負担額の軽減にもつながるため推奨されています。

また、令和6年10月以降、医療上の必要がないのにジェネリック医薬品ではなく先発医薬品を希望された場合は選定療養として患者さんの負担額が高くなるため、一般名処方を推奨します。

現在、一部の医薬品において供給量が不足し、患者さんへお薬が十分に提供できない状況にあります。一般名処方の場合、他社製品の薬への切り替えがスムーズになります。

薬局でお薬を受け取る際、医薬品の供給不足でやむを得ず薬が変更となる場合がございます。薬剤師から十分に説明を受けた上で、了解いただけるようご協力の程よろしく申し上げます。

